

平成30年度

弘前市 認定こども園・保育所

(2号・3号認定)

利用のご案内

～ 子ども・子育て支援新制度について ～

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

新制度に移行している幼稚園や認定こども園、保育所等を利用する際に、子どものための教育・保育給付にかかる「支給認定」を受ける必要があります。認定には、教育利用の1号認定から保育利用の2号・3号認定までの3つの区分があります。

認定こども園・保育所の保育利用を希望される方は、2号・3号認定を受けて保育利用を申込みいただく必要がありますので、以下をお読みいただき手続きしてください。



問い合わせ先

弘前市 子育て支援課 児童育成係

(直通) 0172-35-1131

目次

給付制度・支給認定制度について

1. 給付制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 支給認定制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 支給認定に係る利用決定までの流れについて・・・・・・ 4
4. 保育の利用申込みができる方について・・・・・・・・・・ 5
5. 支給認定申請及び保育利用申込みに必要な書類について・・・・ 6
6. 利用調整（選考）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
7. 利用申込み締切について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
8. 利用申込の本人確認に必要なものについて・・・・・・・・ 9
9. 利用申込みの受付場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

利用申込みにあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

転園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

弘前市へ転入予定での申込みについて・・・・・・・・・・・・ 11

保育料について

1. 保育料（利用者負担額）の算定について・・・・・・・・・・ 11
2. 保育料の切り替えについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 保育料の基準年齢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 保育料の軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5. 保育料の納入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

支給認定の変更手続きについて

1. 支給認定の変更手続きについて・・・・・・・・・・・・・・ 15
2. 手続きに必要な書類
 - ・ 家庭状況に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ・ 保育を必要とする事由に変更があった場合・・・・・・・・ 17

よくあるご質問（2・3号認定）・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

給付制度・支給認定制度について

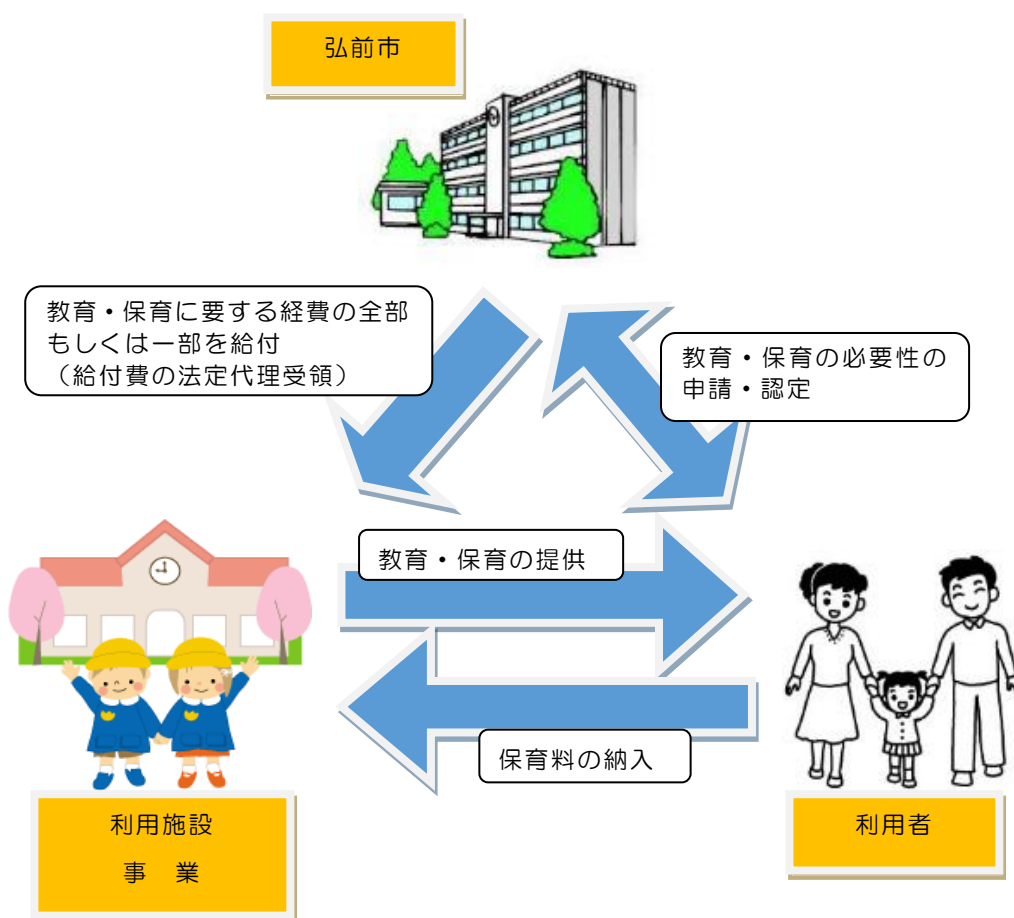
子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「給付制度」及び「支給認定制度」が導入されています。

1. 給付制度について

給付の対象となる施設等を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために必要とする経費の全部もしくは一部を、国・県・市が利用者に給付費として支払うものです。

この給付費は、確実に教育・保育に要する費用に充ててもらうため、利用者の皆様には直接的に給付せず、市から施設などに支払う仕組みである「法定代理受領」となっています（新制度に移行する幼稚園や認定こども園が該当します。）。

法定代理受領のイメージ



2. 支給認定制度について

支給認定申請書を保育所等の申込み時に提出していただき、保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、市が客観的に審査し認定します。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

(1) 教育・保育の必要性の認定

支給認定申請書の内容により、教育・保育の必要性は1号認定から3号認定まで3つの区分のいずれかに認定されます。

	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園(教育・保育) 保育所
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園(保育) 保育所 (※地域型保育事業)

教育標準時間 … 利用時間は1日 4時間

保育標準時間 … 利用時間は1日11時間まで

保育短時間 … 利用時間は1日 8時間まで

- ※ 実際に受け入れる年齢や利用時間は各施設で異なります。
- ※ 現在、弘前市内に地域型保育事業を実施している施設等はありません。
- ※ なお、新制度に移行しない幼稚園については、これまでと変わりありませんので、支給認定を受けなくても利用することができます。

(2) 保育の必要量の認定について

保育施設等を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」に認定されます。

保育の必要時間が月48時間に満たない場合、2・3号認定で支給認定を受けることはできないため、保育利用申込みをすることはできません。

保育標準時間 利用可能時間 1日11時間まで	① 就労※ ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障がい ④ 同居親族の介護・看護※ ⑤ 災害復旧 ⑥ 就学・職業訓練※ ⑦ 虐待・DV ⑧ その他市町村が定める事由
保育短時間 利用可能時間 1日8時間まで	① 就労※ ② 同居親族の介護・看護※ ③ 求職活動 ④ 就学・職業訓練※ ⑤ その他市町村が定める事由

※ 保育の必要時間が月に120時間以上の場合は保育標準時間に、保育の必要時間が月に48時間以上120時間未満の場合は保育短時間になります。なお、保育短時間の場合は施設で定める利用可能な時間帯の範囲内での利用となります。利用可能な時間帯についての詳細は、施設までお問い合わせください。

(3) 支給認定の有効期間

支給認定では、保育を必要とする事由ごとに、認定の有効期間が定められています。

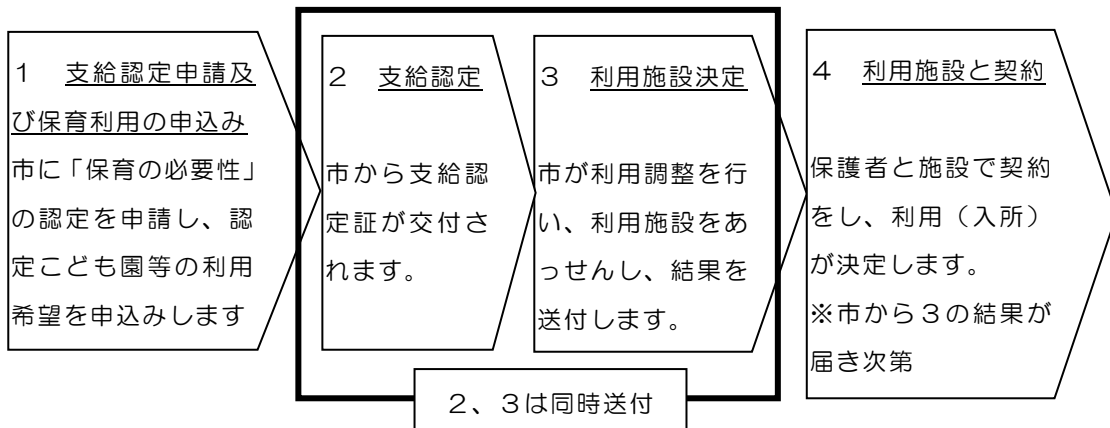
原則として、有効期間を超えた利用はできません。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
就労	お子さんの就学前まで
求職活動	90日（3か月）
就学・職業訓練	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	【開始日】 出産予定日の8週間前の日が属する月の初日 【終了日】 出産予定日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日

3. 支給認定に係る利用決定までの流れについて

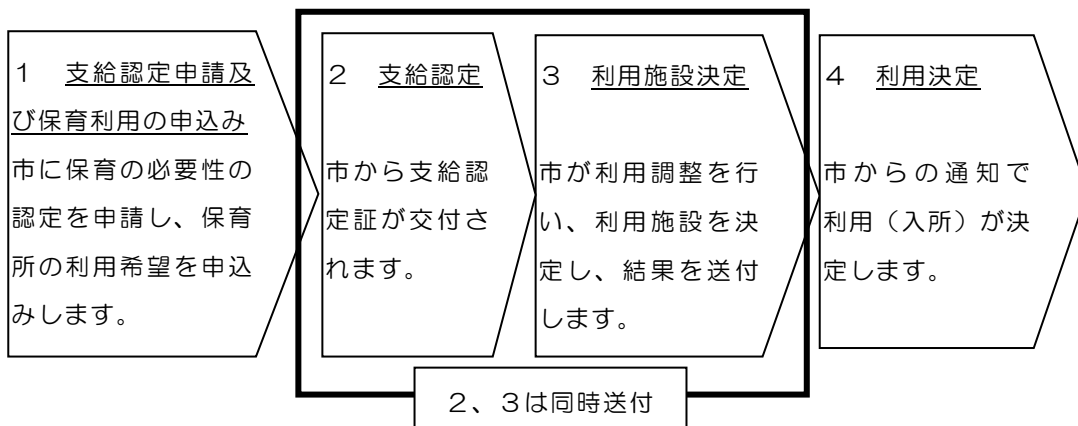
認定こども園・保育所・地域型保育の利用までの流れは、以下のとおりになります。

(1) 認定こども園・地域型保育の場合



※市が利用調整を行い、利用可能な施設をあっせんします。その後、保護者と施設とが利用契約を結ぶまでは、施設の利用は確定しません。

(2) 保育所の場合



4. 保育の利用申込みができる方について

保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、家庭において児童の保育が困難な場合に、2号・3号認定を受けて、認定こども園・保育所・地域型保育の利用を申込みできます。

集団生活に慣れさせることを目的に利用申込みすることはできません。

保育を必要とする事由

- ① 保護者が就労している
- ② 母親が妊娠中あるいは出産前後である
- ③ 保護者が疾病、障がい者等である
- ④ 保護者が同居親族等の介護、看護をしている
- ⑤ 保護者が災害等の復旧にあたっている
- ⑥ 保護者が求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 保護者が就学もしくは職業訓練を受けている
- ⑧ 児童が虐待を受けている（受けるおそれがある）
- ⑨ 保護者がDVにより被害を受けている
- ⑩ その他市長が上記項目に類すると認める場合

※ 保育を必要とする事由に当てはまる場合でも、希望の施設の定員に余裕がない場合などは、利用できないことがあります。

また、定員に余裕があっても、乳児室等の面積基準や施設の職員配置基準などの施設運営基準を満たさない場合は、利用できないことがあります。

5. 支給認定申請及び保育利用申込みに必要な書類について

支給認定申請及び保育利用申込みをする場合の必要書類は次のとおりです。

○支給認定申請書兼保育利用申込書 … 児童1人につき1枚

○添付書類…父母又は同居している祖父母等（※1：昭和27年4月2日以降生まれの方）について、それぞれに該当するもの。

	父母・祖父母等の状況	必要な書類	父	母	祖父母等
保育を必要とする事由を証明するもの	雇用されている方	就労証明書			
	自営・農業の方（実家等手伝い、内職を含む）	就労証明書			
	出産前後の方	母子健康手帳（表紙及び分娩予定日の分かるページの写し）、誓約書兼求職活動報告書	X	X	X
	疾病、負傷の方	医師の診断書、利用に関する申立書			
	心身等に障がいをお持ちの方（※2）	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳、利用に関する申立書			
	在宅で要介護者の介護にあたっている方	介護保険被保険者証または診断書、利用に関する申立書			
	災害等の復旧にあたっている方	罹災証明書			
	求職活動中の方	誓約書兼求職活動報告書			
	学生	学生証又は在学証明書、カリキュラムなど就学日数・時間が分かる書類			
その他	平成29年1月1日に弘前市に住民登録がなかった方	平成29年度所得課税証明書（本人が住民登録していた市区町村から取寄せ） ※平成30年4月～8月の保育料算定に使用します			
	平成30年1月1日に弘前市に住民登録がない方（※3）	平成30年度所得課税証明書（本人が住民登録していた市区町村から取寄せ） ※平成30年9月～の保育料算定に使用します			
	昭和27年4月2日以降生まれの扶養義務者（祖父母等）と同居している場合	保育できない状況が確認できる書類	X	X	X

父母・祖父母等の状況	必要な書類	父	母	祖父母等
子どもに障がいがある場合 (※4)	医師の診断書又は医師の意見書	申込み児童		
次に当てはまる場合(※2) ①特別児童扶養手当の支給を受けている ②国民年金の障害基礎年金を受給している	証書の写し	該当する方		
申込児童の兄姉が幼稚園等の施設に通っている場合 (※5)	在園証明書	申込み児童の兄姉		
平成15年4月1日以前生まれの兄姉がいる場合	学生証、在学証明書又は就労証明書			
同居していないが、保護者と生計を一にする児童の兄姉がいる場合	利用に関する申立書 (保護者と生計を一にする児童の兄姉について)			
弘前市へ転入予定で利用申込みする場合(※6)	アパート等の賃貸借契約書の写し、 工事請負契約書の写し、転入予定証明書など			
祖父母等と同一世帯に属しているが生計が別である場合	電気・水道料金の同月における各々の世帯の領収書など			
支給認定申請書兼保育利用申込書の保護者氏名欄に氏名を記入されている方以外の方が申込書を提出する場合(例:保護者氏名は父としたが、提出は母が行う場合)	委任状			
婚姻によらず父又は母となった(未婚)場合(※7)	申請者の戸籍全部事項証明書、申請者及び子の属する世帯全員の住民票など	該当する方		

【注意事項】

※1 祖父母等とは、利用希望児童の祖父母及び兄弟姉妹をいいます。

また、支給認定申請書兼保育利用申込書内の同居・同一世帯とは、住所と生計を同じくして一緒に生活を営んでいる世帯等のことで、「二世帯住宅」や「離れ」等の別棟に住んでいる場合も、家計が完全に分離されていなければ同居・同一世帯となります。

※2 家族の中に(A)身体障害者手帳又は愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる、(B)特別児童扶養手当の支給を受けている、(C)国民年金の障害基礎

年金を受給している方がいる場合は、手帳等の写しを提出することにより、保育料が軽減されることがあります。

- ※3 申込みの時点で、平成30年1月1日に弘前市に住民登録がない方がいる場合は、保育料算定に使用するため、今後「平成30年度所得課税証明書」の提出が必要となります。(平成30年6月頃から発行される予定ですので、発行され次第提出してください。)
- ※4 障がいがある児童で、保育施設等を利用することが子の発育に有益であると医師の診断がある場合、医師の意見書等が必要になります。
- ※5 新制度に移行しない幼稚園・特別支援学校幼稚部に入所している、又は障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援)を利用している場合、在園証明書の提出により、2人目以降の保育料が軽減される場合があります。
- ※6 施設の利用を開始する日までに、弘前市へ転入する予定で利用申込みをする場合は、弘前市でお住まいになる住所(アパート名)・期間(いつから)・世帯員が確認できる書類(賃貸借契約書など)の写しを必ず提出してください。
転入予定で利用申込みした場合、利用開始日までに弘前市への転入の確認がとれない場合は、弘前市からの支給認定が取消され、施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。
- ※7 地方税法で定める寡婦(夫)であるとみなして算定した市町村民税額を適用しての保育料算定を希望する場合は、寡婦(夫)控除のみなし適用の申請が必要となります。寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、保育料が変更にならない場合もあります。

6. 利用調整(選考)について

利用の可否は、「教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準」に基づき決定します。

各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申込みの多い施設は、利用調整(選考)を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に、利用を決定し、保護者に結果をお知らせします。

保育所については市が利用の可否を決定後、結果を保護者へ通知します。

認定こども園・地域型保育については、利用調整の結果を市から送付後、保護者と認定こども園・地域型保育事業者との契約により利用(入園)が決定します。

希望する月に、希望する施設への利用が決定(内定)しない場合もあります。利用申込みの際は、希望する施設や、利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討くださるようお願いいたします。

なお、認定こども園・地域型保育事業者との契約時期については、各施設にお問い合わせください。

7. 利用申込み締切について

2・3号認定の場合は、施設の利用開始は毎月1日からとなります。

書類に不備がある場合は受付できないことがありますので、施設見学とお申し込みはお早目にさせていただくようお願いいたします。

利用申込み締切日

利用希望月の前月15日、午後5時まで

(15日が土・日・祝休日の場合はその直前の開庁日。)

※16日以降に申込みをした方は、翌々月の利用申込み扱いとなりますのでご注意ください。

8. 利用申込みの本人確認に必要なものについて

申込みの際に本人確認を行いますので、次の書類を必ずお持ちのうえ、受付場所へお越しください。

(1) 支給認定申請書兼保育利用申込書の「保護者氏名」欄に氏名が記入されている方が申込みするとき

- ①本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ②マイナンバーの番号確認ができる書類（通知カードなど）

(2) 支給認定申請書兼保育利用申込書の「保護者氏名」欄に氏名が記載されている方以外の方が申込みするとき

- ①委任状
- ②窓口で申込みする方の本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③「保護者氏名」欄に氏名を記載した方のマイナンバーの番号確認ができる書類（通知カードなど）

9. 利用申込みの受付場所

- 弘前市役所 子育て支援課児童育成係
- 岩木総合支所 民生課健康福祉係
- 相馬総合支所 民生課健康福祉係

利用申込みにあたっての注意事項

- (1) 利用申込みにあたっては、お子さんを連れて事前に希望する施設の見学を行い、保育内容や保育時間、施設の様子などについて確認してください。
見学を希望する場合、見学できる時間などについては、直接利用を希望する施設にお問い合わせください。
- (2) 利用調整（選考）においては、毎月の申込み締切日までに、保護者から市へ提出された書類の状況で、保育の必要度を判断します。
支給認定申請書兼保育利用申込書を提出後、世帯の状況などに変更があった場合、利用調整の際の優先度や支給認定の内容、保育料の算定に関わる場合がありますので、速やかに市へ書類を提出してください。
詳しくは、この冊子の15ページをご覧ください。
- (3) 出産後に職場復帰するためにお子さんの利用が決定した場合でも、保育所・認定こども園・地域型保育へ通園できるのは生後8週以降となります。
したがって、月途中からでなければ登園できない、又は一日も登園しなかった場合でも保育料は1ヵ月分納付となります。
- (4) 育児休業期間中は保育所・認定こども園・地域型保育を利用できる基準に該当しない（家庭保育が可能と判断される）ため、新規に利用を申込むことはできません。
申込みの際は、育児休業明けの日が証明できる書類（育児休業期間が明記された就労証明書など）が必要となります。
育児休業期間終了日の翌日が1～15日までの場合は前月の1日から、16日以降の場合はその月の1日からの利用申込みが可能です。
- | | | | |
|---|-----------------|---|----------------|
| 例 | 育児休業期間終了日が6月14日 | : | 5月1日からの利用申込み可能 |
| | 育児休業期間終了日が6月15日 | : | 6月1日からの利用申込み可能 |
- (5) 新規に保育所・認定こども園・地域型保育を利用するお子さんは、集団生活への適応等のため、通常より短い時間で保育する「ならし保育」が必要な場合があります。
ならし保育の期間や時間などについては、利用する施設へご相談ください。

転園について

転園を希望し、実際に転園決定した場合、いかなる理由があっても元の施設は退園となります。

転園決定を辞退した場合、元の施設へ戻ることはできません。翌月以降の申込みを再度行ってください。

弘前市へ転入予定での申込みについて

利用希望月の1日までに弘前市へ転入することが証明できる書類（賃貸借契約書・売買契約書の写し等）を提出できる場合のみ、弘前市民として申込みが可能となり、書類提出窓口も弘前市となります。

なお、弘前市民として申込みができたとしても、利用希望月の1日時点で弘前市への転入を確認できなかった場合は、当初の申込み内容が無効となります。また利用決定（あっせん）も取消しとなります。

保育料について

1. 保育料（利用者負担額）の算定について

弘前市では、保育料を国の基準額に対して低く設定しています。

保育料は、お子さんの父母の市町村民税額により決定しますが、同一世帯に属して生計を同じくしている扶養義務者である祖父母等が家計の主宰者である場合は、祖父母等の市町村民税額の合算等により決定します。

家計の主宰者（生計を維持する中心となる人）については、父母の所得状況や、お子さんを扶養の対象としているか等を次の基準により総合的に判断し決定します。

扶養義務者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される基準

- ① 祖父母等がお子さんを16歳未満扶養親族として申告しているとき。
- ② 父母の所得額の合計が76万円（母子世帯などの場合は38万円）未満の場合、祖父母等が最多所得又は最多納税者であるとき。
- ③ 上記により判断し難い場合は、状況等を総合的に勘案し判断します。

利用中に祖父母等と同一世帯となった場合は、その月から保育料が変更になることがあります。

保育料算定のため、児童が保育所・認定こども園・地域型保育を利用している期間、市民税課の課税資料を確認しますのでご了承ください。

所得額とは、給与等の場合は給与所得金額（給与収入とは異なります。）、

自営業・農業の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額のことです。

またお子さんの父母の市町村民税が未申告の場合、保育料が最高額となる場合があります。

2. 保育料の切り替えについて

保育料は4月と9月に切り替えとなります。

4月は年齢区分の変更による切り替え、9月は市民税額の年度変更による切り替えです。

税の申告が遅れた場合や修正申告をした場合は、保育料がさかのぼって変更になる場合があります。(年度内のみ)

保育料の基準額は毎年改定されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 平成30年9月分～平成31年8月分の保育料
平成30年度市町村民税額（平成29年分の所得が反映）等に基づき算定○ 平成31年9月分～平成32年8月分の保育料
平成31年度市町村民税額（平成30年分の所得が反映）等に基づき算定 |
|---|

3. 保育料の基準年齢について

保育料の基準年齢は、年度初日の前日現在(平成30年度の場合は、平成30年3月31日現在)の満年齢となります。

また、入所日以降に誕生日を迎えても**年度中は年齢による保育料の変更はありません。**

- | |
|--|
| <p>例 【平成30年度の場合】</p> <p>平成29年4月1日生まれの児童基準年齢： 1歳</p> <p>平成29年4月2日生まれの児童基準年齢： 0歳</p> |
|--|

4. 保育料の軽減について

同一世帯から2人以上のお子さんが保育所や幼稚園等を利用している場合、2人目以降の保育料が軽減される場合があります。

保育料が軽減されるためには、下記施設を利用している就学前のお子さんの在園証明書が必要となります。ただし、新制度に移行した幼稚園・保育所・認定こども園を利用している場合は不要です。

- | |
|-----------------------------|
| ① 新制度に移行しない幼稚園 |
| ② 特別支援学校幼稚部 |
| ③ 情緒障害児短期治療施設 |
| ④ 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援） |

また、平成28年4月からの国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯（市民税額によって判断します）については多子軽減にかかる年齢制限が撤廃されるため、施設を利用しているお子さんが1人であっても、保護者と生計を一にする兄弟がいる場合、保育料が軽減される場合があります。また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯については、施設を利用している1人目のお子さんであっても保育料が軽減される場合があります。

なお、「保護者と生計を一にする兄弟」には、同居はしていないが生計同一と認められる場合も含まれます。

※この場合の「生計を一にする」とは、勤務、就学などの余暇には起居を共にすることを常例とする場合、もしくは学生、施設入所中など生活費、療養費等の送金が継続して行われる場合になります。

該当する兄弟がいる場合、「支給認定申請書兼保育利用申込書」の家族の状況を記載する欄に氏名等を記載し、あわせて「利用に関する申立書（保護者と生計を一にする児童について）」を提出してください。

5. 保育料の納入について

(1) 保育所の場合

① 口座振替による支払い

保育料の納入について、口座振替を実施しています。口座振替を希望する場合、「弘前市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」が市内の各金融機関、市役所収納課窓口または子育て支援課窓口、岩木・相馬各総合支所、各出張所に備えてありますので、必要事項を記載して提出してください。

なお、収納課窓口または子育て支援課窓口では、口座振替の申込みをキャッシュカードでも行えます。一部対応していない金融機関がありますので、詳細は子育て支援課へお問い合わせください。

また、現在保育所を利用中の兄弟が口座振替をご利用されている場合は自動的に口座振替となります。

② 納入通知書（納付書）による支払い

納入通知書による支払いについては、一部の保育所を除いて、原則として利用する保育所での納付となります。保育所から配付される納入通知書により必ず納期限までに納めてください。

なお、納期限を過ぎると督促手数料70円が加算されることがあります。

保育料の未納は、保育所運営等に重大な損失を及ぼします。長期にわたる滞納は差押処分の対象となります。また、次子の申込みにおいて優先度が下がる場合がありますのでご注意ください。

(2) 認定こども園・地域型保育の場合

利用施設に直接納入することになります。施設のルールに従い、納期限に遅れないように納入してください。納入方法についての詳細は、直接施設にお問い合わせください。

広域入所について

「広域入所」とは、次のようなことをいいます。

- ・弘前市内に住んでいるお子さんが弘前市外の施設を利用する
- ・弘前市外に住んでいるお子さんが弘前市内の施設を利用する

広域入所については、実施していない市町村もありますので、利用申込みの際は、事前にお住まいの市町村（もしくは、利用を希望する施設がある市町村）へ、広域入所を実施しているか、必ず確認してください。

なお、弘前市外の施設を利用する場合、年度ごとの更新となります。施設の状態によっては、年度を超えての継続利用ができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

(1) 弘前市内にお住まいの（住民票をおいている）方で、弘前市外にある施設の利用を希望する場合

弘前市の所定の様式を使用して、弘前市へお申込みください。

申込み締切日については、施設がある市町村の締切日に従いますので、時間的に余裕を持ってお申込みください。

市外の施設を希望する場合、利用調整は施設がある市町村が行います。
市内の施設を希望したお子さんよりも、結果についての通知が遅れる場合がありますのでご了承ください。

(2) 弘前市外にお住まいの（住民票をおいている）方で、弘前市内にある施設の利用を希望する場合

お住まいの（住民票のある）市町村が申込みの窓口となります。

申込みに必要な書類や申込み締切日などについては、お住まいの市町村までお問い合わせください。

市内のお子さんの利用調整後に、市外から申込みのあったお子さんの利用調整を行いますので、市内のお子さんよりも結果の通知が遅れる場合がありますのでご了承ください。

支給認定の変更手続きについて

1. 支給認定の変更手続きについて

支給認定を受けた後、住所、氏名、家族構成などに変更があった場合は、支給認定の内容が変更になります。

お子さんの「支給認定証」と認め印をお持ちのうえ、子育て支援課児童育成係、岩木・相馬各総合支所民生課及び利用中の施設（市内の施設のみ）へ届出してください。

住所や家族構成、家族の状況が変わることで、お子さんの保育料が変更になる場合があります。

ただし、市への届出が遅れると、保育料の変更をさかのぼって行えない場合があります。変更が生じた場合は、速やかに手続きしてください。

保育を必要とする事由に変更があることで、保育の必要量（標準時間、短時間）が変更になる場合があります。保育の必要量は、1月単位での変更となります。

市への申請が遅れると、希望する月から認定の内容を変更することができない場合がありますので、変更を希望する月の初日から約20日前までに申請してください。（例：10月1日から変更を希望する場合は、9月10日ごろまでに申請してください。）

正当な理由なく申請・届出しなかったり、虚偽の内容で書類を提出したと認められる場合は、お子さんの支給認定を取消すことがあります。支給認定が取消されると、施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。

2. 手続きに必要な書類

支給認定内容の変更手続きに必要な書類は、表のとおりです。

手続きに必要な様式は、子育て支援課児童育成係、岩木・相馬各総合支所民生課及び利用中の施設（市内施設のみ）に備えているほか、弘前市ホームページにも掲載しています。

家庭状況に変更があった場合

以下の書類を提出してください。

※ここにあげた書類以外にも提出を求められることがあります。

変更の内容		提出書類
住所の変更	市内で転居	支給認定変更届出書
氏名の変更	児童または保護者	支給認定変更届出書
世帯構成の変更	保護者の離婚	支給認定変更届出書
	保護者の離婚を前提とした別居	支給認定変更届出書
	保護者の婚姻	・支給認定変更届出書 ・婚姻した相手の方の保育を必要とする事由を証明する書類 ※保育料算定のため、所得課税証明書の提出が必要になる場合があります。
	それ以外の変更（保護者変更など）	支給認定変更届出書
その他	児童、保護者及び同居家族に障害者手帳等が交付された場合	障害者手帳等の写し ※保育料の算定に関わる場合がありますので提出可能な方は提出してください。

保育を必要とする事由に変更があった場合

「支給認定変更申請書」と「支給認定証」を、次の書類とあわせて提出してください。ここにあげた書類以外にも提出を求められることがあります。

変更の内容		提出書類
認定事由の変更	勤務先の変更	<p>【雇用されている方、自営・農業の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 <p>※保育の必要量が変わる場合、支給認定変更申請書の提出が必要です。</p>
	求職中となる場合 (退職したなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書(兼求職活動報告書) <p>※求職活動を理由とした支給認定期間は<u>90日</u>です。保育必要量は<u>短時間</u>となります。</p>
変更の内容		提出書類
	出産する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日が記載されているページ) ・誓約書(兼求職活動報告書) <p>※出産を理由とした支給認定の期間は、分娩予定日から8週間前の日が属する月の初日から、8週後の日が属する月の末日までです。</p>
	育児休業を取得する場合で、現在施設を利用中のお子さんがおり継続利用を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(育児休業期間の記載があるもの) <p>※育児休業を理由とした支給認定の期間は、育児休業の対象となるお子さんが満1歳の誕生日を迎える日の属する月の末日までです。保育必要量は<u>短時間</u>となります。</p>
	保護者の疾病・障がいを理由とする場合	<p>【疾病の場合】診断書</p> <p>【障がいの場合】障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳のいずれか</p>
	介護・看護を理由とする場合	<p>【介護する人】利用に関する申立書</p> <p>【介護される人】介護保険被保険者証または診断書(それらの提出ができない場合、要介護・看護状態であることが確認できるもの)</p> <p>※利用に関する申立書には、介護・看護の状況について内容・時間等を詳細に記載してください。</p>

	就学・職業訓練を理由とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証または在学証明書 ・就学や職業訓練の内容（日数、時間数）が確認できるもの（カリキュラムなど） <p>※就学・職業訓練を理由とした支給認定の期間は、卒業（修了）予定日が属する月の末日までです。</p>
--	-----------------	--

よくあるご質問（2・3号認定）

Q：利用申込みの締切日までに、利用申込書のみを提出すれば申込みできるのですか？

A：「支給認定申請書兼保育利用申込書」のほか、申込みお子さんの保護者および同居している祖父母などについて、添付書類の提出が必要です。
 必要な書類は、6～7ページをご覧ください。
 申込み締切日までに添付書類の用意が間に合わないと、申込みを受付できない場合があります。
 申込みにあたっては、時間的に余裕を持って書類を準備してください。

Q：利用申込みに必要な書類を市へ提出すれば、必ず希望する施設を利用することができるのですか？

A：各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申込みの多い施設は、利用調整（選考）を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に、利用を決定（内定）し、保護者に結果をお知らせします。
定員オーバーのほか、設備運営基準を満たせない場合（保育士（教諭）等の配置基準を満たせない、お子さんを保育する部屋の面積基準を満たせないなど）は、希望する月に、希望する施設が利用できない場合もあります。
 よって、利用申込みの際は、希望する施設や、利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討いただき、書類を提出して下さるようお願いいたします。

Q：2・3号認定の施設空き状況を知りたいのですが？

A：弘前市ホームページに、施設の空き状況を掲載していますのでご参考ください。
 ただし、定員の空き状況については、入所のキャンセル（取下げ）や、退所者が出るなどして、変動することがあります。

定員に空きがあっても、設備運営基準を満たせないなど、利用が決定しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

不明な点がある場合は、子育て支援課児童育成係までお問い合わせください。

Q：施設の見学をしたいのですが、どうすればよいですか？

A：見学を希望する施設へ、事前に直接お問い合わせのうえ、お子さんと一緒に見学してください。

Q：申込みしたあと、利用調整（選考）の結果はどのようにして分かるのですか？

A：申込みしたあと、初回の利用調整結果については、利用の可否にかかわらず、保護者あてに郵送で結果の通知を送付します。

利用が決定しなかった（保留になった）場合、初回は通知が送付されますが、それ以降の利用調整結果は、利用が決定した場合にのみ通知を送付します。

結果の通知時期については、利用開始月の前月20日すぎを予定しています。

利用調整結果を送付するまでは、結果についての個別のお問い合わせにはお答えできかねますので、ご了承ください。

Q：利用調整（選考）結果といっしょに「支給認定証」というものが送られてきました。これは何でしょうか？

A：保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、市が客観的に審査し認定しますが、その認定の内容などが記載されているものが「支給認定証」です。

支給認定証は、施設から提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

**Q：申込みし、利用調整の結果、保留になってしまいました。
来月分の利用申込書を提出する必要はありますか？**

A：利用が決定しなかった（保留になった）場合、保護者の方から利用申込みの取下げ（キャンセル）や、希望変更の申し出がない限りは、翌月以降も同じ内容で利用調整を行います。

利用申込み自体は、利用が決定するまで年度内は有効です。（平成30年4月の利用申込みを行った場合、最大で平成31年3月まで有効）

ただし、利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合などは、別途書類の提出

が必要になることがあります。(詳しくは16ページをご覧ください。)

なお、2・3号認定で市へ申込中だが、1号認定で施設を利用することになった場合、2・3号認定の申込み分については取下げの扱いとなります。再度2・3号認定での申込みをする場合は、改めて支給認定申請書兼保育利用申込書を市へ提出する必要があります。

利用申込みを取下げする場合や、希望する施設を変更する場合は、必ず子育て支援課までご連絡ください。

Q：利用申込書には、希望する施設を第3希望まで書くことができますが、必ず第3希望まで記入しなければいけないのですか？

A：第1希望のみ記入していても、申込みは受付します。

ただし、必ずしも希望する月から利用が決定するというわけではありませんので、第2・第3希望がある場合は、記入していただくことをおすすめします。

利用調整の結果によっては、第2・第3希望の施設へ利用が決定することもありますので、希望する施設を記入するときは、事前に十分ご検討いただくようお願いいたします。

Q：「一時預かり」の料金や予約方法はどうなっていますか？

A：一時預かりを利用する場合の、市への申込みは必要ありません。

各施設の利用料金や予約方法、必要な持ち物などについては、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

Q：弘前市外に住んでいますが、弘前市内にある認定こども園・保育所を2・3号認定を受けて利用することはできますか？

A：詳しいお手続き（提出する書類など）については、まず住民票がある市町村へお問い合わせください。

なお、住民票が弘前市外にある場合、お子さんの保育料については住民票がある市町村での基準額が適用されます。(施設で定める追加負担が生じる場合があります。)

Q：弘前市内に住んでいますが、弘前市外にある認定こども園・保育所を2・3号認定を受けて利用することはできますか？

A：まず、施設のある市町村が広域入所を行っているか、確認してください。
その市町村が広域入所を行っていない場合、利用申込みができないこともあります。
広域入所を行っている場合は、弘前市の様式を使用して、支給認定申請書兼保育利用申込書に必要事項を記載し、添付書類とあわせて弘前市へ提出してください。
その場合、申込みの締切は、施設のある市町村によることとなりますのでご注意ください。

Q：2・3号認定で施設を利用した場合の、保育料の金額を事前に知りたいのですが？

A：保育料は、基本的にお子さんの父母の市町村民税額により決定します。（同一世帯に属して生計を同じくしている扶養義務者である祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の市町村民税額の合算等により決定します。）
お手元に自分の市町村民税額が確認できる資料（所得課税証明書など）がある場合は、弘前市保育料基準額一覧表（2・3号認定）をご参考ください。
2・3号認定の場合でも、市で定める保育料のほかに、施設により実費徴収が生じることがあります。料金などについての詳細は、各施設まで直接お問い合わせください。
なお、利用申込み前における「保育料が知りたいので、自分の市町村民税額が知りたい」といった旨のお問い合わせについては、子育て支援課ではお答えできかねますのでご了承ください。

**Q：現在施設を利用していますが、他の施設へ転園を考えています。
どのような手続きが必要ですか？**

A：転園を希望する場合、新規の申込みと同様に、「支給認定申請書兼保育利用申込書」及び添付書類を締切日までに提出してください。
やむを得ない事情（転居など）と認められない転園申込みについては、新規申込みのお子さんよりも、保育の必要度が低いと判断されることがあります。